



高年齢求職者給付金の額、給付費の国庫負担に関する改正等を行おうとするものであります。

その主な内容を申し上げます。

第一に、教育訓練給付制度を創設し、みずから費用を負担して一定の教育訓練を受けた被保険者等に対し、教育訓練給付金を支給するものとすることであります。

第二に、介護休業給付制度を創設し、家族を介護するための休業を取得した被保険者に対し、介護休業給付金を支給するものとすることであります。

第三に、六十五歳以降に離職した場合に支給される高年齢求職者給付金については、年金との整合性等を踏まえ、その支給額を見直すとともに、これに係る国庫負担を廃止するものとすることであります。

第四に、失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平成十年度以後当分の間については、現在国庫が負担することとされていいる額の七割に相当する額とするものとすることであります。

本案は、去る三月十三日労働委員会に付託され、同日伊吹労働大臣から提案理由の説明を聽取し、同月十八日に質疑を終了、同月二十日の委員会において討論、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 官報(号外)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、日程第一につき採決いたします。

第一に、教育訓練給付制度を創設し、みずから費用を負担して一定の教育訓練を受けた被保険者等に対し、教育訓練給付金を支給するものとすることであります。

第二に、介護休業給付制度を創設し、家族を介護するための休業を取得した被保険者に対し、介護休業給付金を支給するものとすることであります。

第三に、六十五歳以降に離職した場合に支給される高年齢求職者給付金については、年金との整合性等を踏まえ、その支給額を見直すとともに、これに係る国庫負担を廃止するものとすることであります。

第四に、失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平成十年度以後当分の間については、現在国庫が負担することとされていいる額の七割に相当する額とするものとすることであります。

本案は、去る三月十三日労働委員会に付託され、同日伊吹労働大臣から提案理由の説明を聽取し、同月十八日に質疑を終了、同月二十日の委員会において討論、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案外

〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤乙彦君登壇〕

は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、外務省に政務次官を二人置くことができるようとするものであります。

以上、両法律案は、去る三月十七日本委員会に付託され、同日村岡内閣官房長官及び小里総務庁長官からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十八日及び二十日の両日質疑を行いました。質疑終了後、両法律案に対し討論を行い、採決いたしましたところ、両法律案は賛成多数をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○遠藤乙彦君 大だいま議題となりました優良田園住宅の建設の促進に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

住宅は、国民が健康的で文化的な生活を送るために基盤となる生活空間であり、国民生活を一層潤いのある豊かなものとするためには、良好な自然環境に囲まれた、ゆとりある住宅の供給を促進することが求められています。

我が国の住宅事情は、近年、着実に改善されてきたところでありますが、大都市地域を中心として、良質でゆとりある住宅がなお不足している状況にあります。

また、週休二日制の一般化や高速交通ネットワークの充実などに伴い、国民の生活様式の多様化が進んでおり、居住に対する国民のニーズも多様化、高度化してきております。

以上の観点から、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図ろうとするのが本法律案の提出の理由であります。

次に、この法律案の主な内容について申し上げます。

第一に、市町村は、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めることと定めています。

第二に、優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設計画を作成し、市町村の認定を受けることができます。

第三に、國の行政機関または地方公共団体の長は、認定を受けた建設計画に従って、土地を優良田園住宅の用に供するため、農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(建設委員長提出)

内閣法等の一部を改正する法律案及び同報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔谷津義男君登壇〕

○谷津義男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、優良田園住宅の建設の促進に関する法律案を議題といたします。

まず、内閣法等の一部を改正する法律案は、内閣官房の総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官を一名増員するとともに、内閣官房の危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設けようとするものであります。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案

が図られるよう適切な配慮をすることとしており

ます。その他、税制上の措置、住宅金融公庫等の融資に当たっての配慮に関する規定を設けることとしております。

なお、本案は、公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法律案の趣旨の説明であります。

本法律案は、去る二十日の建設委員会において成案と決定し、建設委員会提出の法律案と決したものであります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

○田野瀬良太郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○議長(伊藤宗一郎君) 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 特定住宅金融専門会社の

債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長村上誠一郎君。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

は委員長報告のとおり可決いたしました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○議長(伊藤宗一郎君) 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長北村直人君。

○議長(伊藤宗一郎君) 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

を議題とし、合併の一層の促進を図るために措置を総合的に講ずることとして取りまとめたものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を漁業協同組合合併促進法に改めることとしております。

第二に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県知事に届け出ることができるとしております。

適正な事業経営を行なうことができる漁協を広範に育成して漁協組織の健全な発展に資するため、その合併の促進を図ることを目的として制定されました。

以来、今日まで五回にわたり延長を重ね、漁協の事業規模の拡大に一定の役割を果たしてきたところであります。全国的にはその区域が市町村の区域未満である漁協が四分の三を占めるなどいまだ脆弱な組合が多数存在しております。

こうした中で、我が国の漁業を取り巻く状況は、資源水準の悪化、輸入水産物の増加、魚価の低迷等による漁業経営の悪化等、まことに厳しいものがあります。このため、漁協系統の事業も縮小傾向にあり、その経営は年々厳しさを増しております。

一方、昨年一月からTAC制度が導入されると、新たな海洋秩序のもとで水産資源の適切な管理と有効利用を積極的に図っていくことになります。これが、これらの推進に当たって漁協は中心的役割を果たすことことが期待されており、そのためにも体制の整備が急務であります。

現在、こうした事情を背景に、漁協系統組織においては、漁協間の合併、事業統合等により、広域的自立漁協を組織を挙げて育成していくとの構想を打ち出し、その実現に鋭意取り組んでいこうとしているところであります。

本案は、こうした系統における基盤強化への取り組みを踏まえ、合併の一層の促進を図るために措置を総合的に講ずることとして取りまとめたものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を漁業協同組合合併促進法に改めることとしております。

第二に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、

全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県知事に届け出ることができます。これをしておりま

また、国、都道府県は、基本構想、基本計画の作成及び実施につき、必要な助言指導等を行つよう努めなければならぬこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を五年間延長し、平成十五年三月三十日までとする」としております。

第四に、国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たっては、組合の合併が促進されるよう適切な配慮をするものとしております。

第五に、都道府県知事は、合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等を行うことを目的として設立された法人を、都道府県漁業協同組合合併推進法人として指定することができます。

その他、合併及び事業経営計画の樹立等に関する援助、合併の協議に関する助言指導、漁業権行使規則の変更、廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の延長等について規定することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。本案は、本日農林水産委員会において多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものです。

なお、本案について内閣の意見を聴取いたしましたところ、島村農林水産大臣から、政府としてはやむを得ないものと考へる旨の意見が述べられました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決ください

ますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。	出席國務大臣	○議長の報告	(常任委員辞任及び補欠選任)
		一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
		内閣委員	
		大蔵大臣 辻洋介君	午後零時五十九分散会
		農林水産大臣 島村宣伸君	
		労働大臣 伊吹力君	
		建設大臣 上杉光弘君	
		自治大臣 小里貞利君	
		国務大臣 村岡兼造君	
		大蔵委員 今村雅弘君	
		農林水産大臣 武藤嘉文君	
		労働大臣 武藤嘉文君	
		建設大臣 武藤嘉文君	
		自治大臣 武藤嘉文君	
		国務大臣 逢沢一郎君	
		大蔵大臣 森英介君	
		農林水産大臣 逢沢一郎君	
		労働大臣 逢沢一郎君	
		建設大臣 逢沢一郎君	
		自治大臣 逢沢一郎君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君	
		建設大臣 井上義久君	
		自治大臣 井上義久君	
		国務大臣 井上義久君	
		大蔵大臣 江渡聰徳君	
		農林水産大臣 近江巳記夫君	
		労働大臣 井上義久君</td	









官 報 (号 外)

テ得タル額ガ休業開始時給付基礎日額二十三  
十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額  
ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額  
額ヨリ当該報酬ノ額ヲ減ジテ得タル額ヲ當該  
支給単位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額ト  
ス此ノ場合ニ於テ当該報酬ガ支払ハレタル支給単位  
給付基礎日額二十三ヲ乗ジテ得タル額ノ百分  
ノ八十二相当スル額以上ナルトキハ同項ノ規  
定ニ拘ラズ当該報酬ガ支払ハレタル支給単位  
期間ニ付テハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ  
第一項ノ規定ニ拘ラズ被保険者ガ対象家族ヲ  
介護スル為ノ休業ニ付本条ノ定ムル所ニ依リ  
介護休業給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル場  
合ニ於テ当該被保険者ガ当該休業ヲ開始シタ  
ル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日後ニ当該  
対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ為シタルトキ  
ハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十九条 削除

第五十五条第二項の次に次の三項を加える。

詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ教育訓練給付金  
ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテ  
ハ当該給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル  
日以後教育訓練給付金ヲ支給セズ但シヨリム  
ヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ教育訓練  
給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受  
クルコトヲ得ザル者ガ同項ニ規定スル日以後  
新ニ第三十三条ノ十六ノ四第一項ニ規定スル  
教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケベキ者ト為リタ  
ル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ当該教育  
訓練給付金ヲ支給ス

第三項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ  
受クルコトヲ得ザル場合ト雖モ第三十三条ノ  
十六ノ四第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ当該給  
付金ノ支給アリタルモノト看做ス

第五十五条に次の二項を加える。

前二項ノ規定ハ介護休業給付金ニ付シヲ準用ス  
第五十八条第一項中「再就職手当」の下に「及  
高齢求職者給付金」を加える。  
附則第二十九項中「雇用継続給付ノ」を削り、  
「拘ラズ」の下に「求職者等給付ニ付テハ」を、  
「相当スル額」の下に「及雇用継続給付ニ付テハ」  
此ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ノ百分ノ五十六ニ  
相当スル額」を加え、附則に次の二項を加える。  
国庫ガ前項ニ規定スル額ヲ負担スル会計年度  
ニ付テハ第五十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用  
セズ

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た  
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定  
める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第  
五節を改める部分に限る)、同法第一条及び  
第十条第一項の改正規定、同条第五項を同条  
第六項とする改正規定、同条第四項の次に二  
項を加える改正規定、同法第五十七条第二項  
の改正規定、同法第三章第五節の次に一節を  
加える改正規定並びに同法第七十六条第一  
項、第七十七条、第七十九条第一項及び第八  
十五条の改正規定並びに第一条中船員保険法  
第一条第一項及び第三十三条ノ二第一項の改  
正規定、同条第二項の次に一項を加える改正  
規定、同法第三十三条ノ十六ノ三の次に一条  
を加える改正規定並びに同法第五十五条第二  
項の次に三項を加える改正規定 平成十年十  
二月一日

第六条 高齢求職者給付金の額に関する経過措置)  
第七条 高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十一年四月一日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けられることができる者に係る高齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金に関する経過措置)  
第八条 第二条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)第三十八条第一項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業を開始した日又は同条第二項に規定する休業開始日当日が平成十一年四月一日以後である支給単位期間について支給する。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)  
第九条 新船員保険法第五十八条第一項及び附則第二十九項の規定は、平成十年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後における新雇用保険法第三章第五節の二の規定及び同条第一号に掲げる規定の施行後における同章第六節の規定(新雇用保険法第十二条及び第十二条の規定のうち同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、職業に関する教育訓練の受講の状況、高年齢者の雇用の状況、育児休業及び介護休業の取得の状況、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘査し、一つ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行における新船員保険法第三十三条ノ十六ノ





なわ、この法律は、平成十年七月一日から施行することとしている。

## 二 議案の可決理由

本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

一般会計予算に約二千三百万円が計上され、本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に約二千三百万円が計上され、右報告する。

平成十年三月二十日

内閣委員長 谷津 義男  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

提出者

建設委員長 遠藤 乙彦

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

平成十年三月二十日

提出者

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

(目的)  
右の議案を提出する。

第一条 この法律は、多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でよりのある国民生活の確保を図ることを目的とする。

(優良田園住宅)

第一条 この法律において「優良田園住宅」とは、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅であって、次の要件に該当するものをいう。  
一 敷地面積が政令で定める規模以上である。二 土地

## 二 建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合が政令で定める数値以下であること。

## (優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針)

第三条 市町村は、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることができる。

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

### 一 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

二 優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められるおおよその土地の区域に関する事項

三 優良田園住宅が建設される地域における個性豊かな地域社会の創造のために必要な事項

四 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

五 その他必要な事項

### 二 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合

三 建設しようとする住宅の階数

四 その他農林水産省令、建設省令で定める事項

五 市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

二 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。

三 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。

四 市町村は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

五 市町村は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

六 市町村は、前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(優良田園住宅建設計画の認定)

第七条 優良田園住宅建設計画の認定

その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

八 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

## 二 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合

## (優良田園住宅の建設の促進についての配慮)

第五条 国の行政機関又は地方公共団体の長は、前条第一項の認定を受けた優良田園住宅建設計画(昭和二十七年法律第二百一十九号)、都市計画法(昭和四十二年法律第二百一十九号)、農地規定期による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進が國に認められるべきである。

第六条 国又は地方公共団体は、優良田園住宅の建設の促進に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

第七条 住宅金融公庫等の融資に当たっての配慮

第五条 住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、優良田園住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

### (税制上の措置)

第六条 国又は地方公共団体は、優良田園住宅の建設の促進に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

第七条 住宅金融公庫等の融資に当たっての配慮

第五条 住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、優良田園住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

### 附則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林水産省設置法の一部改正)

2 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

十三号の一部を次のように改正する。

第十四条第二十七号の六の次に次の二号を加える。

二十七の七 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第二百一十九号)の施行

## 二 議案の可決理由

本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

一般会計予算に約二千三百万円が計上されてい

る。

右報告する。

平成十年三月二十日

内閣委員長 谷津 義男  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

提出者

建設委員長 遠藤 乙彦

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

平成十年三月二十日

提出者

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

(目的)  
右の議案を提出する。

第一条 この法律は、多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でよりのある国民生活の確保を図ることを目的とする。

(優良田園住宅)

第一条 この法律において「優良田園住宅」とは、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅であって、次の要件に該当するものをいう。

一 敷地面積が政令で定める規模以上である。  
二 土地

二 土地







合併助成法第一條を「漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)第一條」に改める。

附則第十八条第七項及び第二十三条第十六項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組合合併助成法第二条」を「漁業協同組合合併促進法第一条」に改める。

## 理由

最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併をより一層促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長、合併を推進する法人の指定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 本条施行に要する経費

本案の施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減税額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績等をもとに推計すると、合併組合当たりで約千九百万円と見込まれる。

また、都道府県漁業協同組合合併推進法人へ負担金を支出する場合の課税の特例による法人税の減税額は、一合併推進法人当たりで平年度約五百円と見込まれる。